

議員の定数及び任期の取扱い(その2)について

議員の定数及び任期の取扱い(その2)について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 6 月 2 4 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

議員の定数及び任期の取扱い(その2)について

- 1 地方自治法（昭和 2 2 年 4 月 1 7 日法律第 6 7 号）第 9 1 条第 1 項の規定による議会議員の定数は、2 6 人とする。
- 2 新市の議会議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年 3 月 2 9 日法律第 6 号）第 6 条第 1 項の規定を適用し、3 1 人とする。また、新市の設置後最初に行われる選挙に限り、関係町村の区域ごとに選挙区を設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

三重町の区域	1 1 人
清川村の区域	3 人
緒方町の区域	4 人
朝地町の区域	3 人
大野町の区域	4 人
千歳村の区域	3 人
犬飼町の区域	3 人

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

議会議員定数等に係る町村長案について

1. 第15回合併協議会での確認事項

新市の設置後最初に行われる選挙後、つまり合併して2回目以降の選挙における議員定数は、26人とする。

新市の設置後最初に行われる選挙は、定数特例を適用し、関係町村ごとに選挙区を設置する。

2. 町村長案

新市の設置後最初に行われる選挙(定数特例)における議員の定数は31人とする。
各選挙区の定数は次のとおりとする。

三重町の区域	11人
清川村の区域	3人
緒方町の区域	4人
朝地町の区域	3人
大野町の区域	4人
千歳村の区域	3人
犬飼町の区域	3人

提案理由

- a) 議員定数等検討小委員会での議論を尊重した。
- b) 法定定数の上限である26人を人口割(国勢調査人口)し、小数点以下を切り上げた29人を基本とした。
- c) 小規模自治体に配慮し、1選挙区の最低定数を3人とした。

3. 議員報酬に対する町村長の考え方

厳しい財政状況を考慮し、類似団体の報酬でなく、現行の報酬及び近隣の市の報酬を参考に合併準備作業の中で機関会議等により合併までに調整することが望ましいと考える。

地域審議会等の取扱いについて

地域審議会等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年6月24日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

地域審議会等の取扱いについて

新市において、地域審議会を合併関係町村の区域ごとに設置する。
なお、当該審議会の組織及び運営等については、別紙「地域審議会設置に関する協議書(案)」のとおりとする。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項確認内容

協定項目 第10号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	10. 地域審議会等の取扱い	中項目	1. 地域審議会等の取扱い
確認の内容			

1. 地域審議会等の制度創設の背景と経過

合併をした場合、行政区画の拡大により住民と行政の距離が広がることによって、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるという意見があり、そのことが合併の阻害要因になってきました。このことに対処するとともに、旧市町村の地域実情やまちづくり施策を継承するために市町村長からの諮問を受け、または必要に応じて市町村長に対して意見を述べるができる、いわゆる市町村の附属機関として平成11年の合併特例法の改正によって地域審議会制度が設けられました。

また、昨年11月には、「基礎自治体には、その事務を適切かつ効率的に処理するとともに、住民に身近なところで住民に身近な事務を住民の意向を踏まえつつ効果的に処理するという観点が必要である。また、本格的な少子高齢社会が到来しつつある今日、安全で住みやすい快適な地域づくりに資する地域のセーフティネットの構築が喫緊の課題となっている。このため、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を十分に発揮する仕組みをつくっていくことも、これからの基礎自治体に求められる重要な機能のひとつである。こうしたことから、基礎自治体内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できることとすべきである。」という、今後の地方自治制度のあり方についての第27次地方制度調査会の最終答申が行われました。

政府は、この答申を受け、第159回国会において市町村に地域自治組織（地域自治区、合併特例区）が設置可能な法案（改正自治法、改正合併特例法）を提出しました。その結果、この法案は衆参両院を通過し、来年4月から施行される予定となっています。

セーフティネット……社会的な安全網・安全策（住民生活を守るための仕組み）

2. 地域審議会とは？

地域審議会の制度は、合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなる懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映していくことができるよう、創設されたものです。

地域審議会は、

- (1) 合併関係市町村の協議により
- (2) 期間を定めて
- (3) 合併関係市町村の区域であった区域ごとに

設置することができることとされており（合併特例法第5条の4第1項）、その任務は当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べることとされています。

地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めることとされています。（合併特例法第5条の4第2項）

地域審議会の設置並びに組織及び運営に関する協議については議会の議決が必要であり、協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。（合併特例法第5条の4第3項）

また、地域審議会を設置した場合、合併後に市町村建設計画を変更しようとするときは、あらかじめ当該地域審議会の意見を聴かなければなりません。（合併特例法第5条第9項）

地域審議会の具体的な役割等については、次のようなことが考えられます。

- (1) 合併市町村の長の諮問に応じて審議する
 - 市町村建設計画の変更
 - 市町村建設計画の執行状況（定期的なもの）
 - 当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用
 - 基本構想・各種計画の策定・変更
 - 当該地域においてのみ行われる事務・事業
 - 当該地域に特別に利害関係のある事務・事業
- (2) 合併市町村の長に必要と認める事項につき意見を述べる
 - 市町村建設計画の執行状況（臨時的なもの）
 - 公共施設の配置・管理運営
 - 福祉・廃棄物処理・消防等の施策の実施状況
 - 当該区域においてのみ行われる事務・事業
 - 当該区域に特別に利害関係のある事務・事業

地域審議会とは、合併関係市町村の区域を単位として設けられ、合併市町村の施策に関して合併市町村の長からの諮問に応じ、又は必要と認める事項につき長に対して意見を述べるができる、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく合併市町村の附属機関です。設置にあたっては、「合併関係市町村の区域であった区域ごとに」設置することが要請されており、2つの合併関係市町村の区域を合わせて1つの地域審議会を置くことや、1つの合併関係市町村の区域を分割して複数の区域ごとに地域審議会を置くことはできません。また、すべての合併市町村に置かなければならないものではなく、すべての合併関係市町村の区域に置かなければならないものでもありません。

地域審議会は、合併特例法第5条の4の規定により、合併前に合併関係市町村の協議によって設置が決められるものであり、地域審議会の組織運営に関する事項も協議によって定められます。これらの協議には、各合併関係市町村の議会の議決が必要で、協議が成立すれば合併関係市町村によってその内容が告示されます。また、合併後、合併市町村が合併関係市町村の協議で定められた事項を変更するときは、条例で定めることとされています。地域審議会の任務の内容は、地域の实情に応じて協議されるものですが、一般的には、次のようなものが考えられます。

- 合併市町村の長の諮問に応じて、次のものについて意見を述べること
 - 市町村建設計画の変更、市町村建設計画の執行状況（定期的）、当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用、予算編成の際の事業等に関する要望、基本構想・各種計画の策定・変更、住民の行為等が規制される地域の指定
 - 必要に応じて、合併市町村の長に次のものについて意見を述べること
 - 市町村建設計画の執行状況（随時的）、公共施設の設置・管理運営、福祉・消防・廃棄物処理等の对人的施策の実施状況

地域審議会は、合併直後に周辺地域の意見を最大限に反映させるために設けられる制度ですので、合併関係市町村の協議により定められた一定の期間に限り設置されることとされています。地域審議会が設置されている場合には、市町村建設計画変更の際、その意見を聞くこととされていることを考慮すると、設置期間は市町村建設計画の計画期間（5年～10年）を目安とすることが適当と考えられています。

調整の具体的内容

新市において、地域審議会を合併関係市町村の区域ごとに設置する。
なお、当該審議会の組織及び運営等に関する事項については、別紙「地域審議会設置に関する協議書（案）」のとおりとする。

平成16年6月9日
企画専門部会

新市において、地域審議会を合併関係市町村の区域ごとに設置する。
なお、当該審議会の組織及び運営等に関する事項については、別紙「地域審議会設置に関する協議書（案）」のとおりとする。

平成16年6月17日
幹事会案

協議事項に係る参考資料

協定項目 第10号

大野郡5町2村合併協議会

地域審議会設置に関する協議書（案）

（目的）

第1条 この協議は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町の区域（以下「設置区域」という）ごとに地域審議会を設置することとし、同条第2項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（名称）

第2条 この地域審議会を 市地域審議会（以下「審議会」という）と称する。
2 設置区域ごとの地域審議会の名称は「 市」と「地域審議会」の間に、合併前町村の名称（三重、清川、緒方、朝地、大野、千歳及び犬飼）を挿入して表す。

（設置期間）

第3条 審議会の設置期間は、合併の日から平成22年3月31日までとする。

（所掌事項）

第4条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。
（1）設置区域に係る新市建設計画（以下「建設計画」という）の変更及び執行状況並びにその他市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じて審議し、答申すること。
（2）設置区域に係る建設計画の執行状況及び必要と認める事項に関し、市長に意見を述べること。

（組織）

第5条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
2 委員は、設置区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
（1）市議会議員
（2）公共的団体等の役職員
（3）識見を有する者
（4）公募により選任された者

（任期及び失職）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員の再任は妨げないものとする。
3 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときはその職を失う。

（会長及び副会長）

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第8条 審議会は、会長が招集する。
2 審議会は、毎年5月及び11月の年2回開催する。
3 会長は、会議の議長となる。
4 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
6 審議会は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができる。
7 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、本庁及び支所の地域振興担当課において処理し、必要に応じて本庁において連絡調整を行う。

（補則）

第10条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この協議は、合併の期日から施行する。

協議補足

1. 本協議第2条の「〇〇市」の表記した市名は、新市名とする。

協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第10号
大野郡5町2村合併協議会

地域自治区・合併特例区・地域審議会の比較 # 1

	地 域 自 治 区	合 併 特 例 区	地 域 審 議 会
根 拠 法 令 等	改正地方自治法第202条の4（一般制度） 改正合併特例法第5条の5第1項（特例制度） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">合併に関係なく設置することが可能</div>	改正合併特例法第5条の8第1項 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">合併に際してのみ設置することが可能</div>	現行合併特例法第5条の4第1項 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">同 左</div>
設 置 手 続 等	<p>条例を定め、区域を分けて設置できる。 市町村の全区域を対象に設置しなければならない。 旧市町村単位に設置する必要はない。 合併前の協議により（議会の議決が必要、以下同様）、1つまたは2つ以上の旧市町村単位に設置することができる。 市町村の全区域を対象とする必要はない。（一部区域での設置可） 旧市町村単位（旧市町村に区域を合わせることは可）で設置しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">特例の場合、合併関係市町村議会の議決を要する</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">合併関係市町村議会の議決を要する</div> <p>合併前の協議により規約を定め、知事の許可を得て、1つまたは2つ以上の旧市町村単位に設置することができる。 同左 同左</p> <p>設置の際、関係市町村の権利のうち、協議で定めるものを合併特例区が承継できる。（権利のみで義務の承継はできない）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">合併関係市町村議会の議決を要する</div> <p>合併前の協議により、旧市町村単位で設置することができる。</p> <p>同左 旧市町村単位で設置する必要があり、旧市町村の区域を合わせて設置することはできない。また、旧町村を分割して設置することもできない。</p>
法 人 格	法人格は有しない。	特別地方公共団体（地方自治法第1条の3第1項）	法人格を有しない。 （地方自治法第138条の4第3項による市町村長の附属機関）
設 置 期 間	期間に定めなし。 合併に際し設置する地域自治区は、合併前の協議で定める期間。 （上限なし）	5年以内で規約に定める期間。	合併前の協議で定める期間。（おおむね10年以内が適当）
機 能 ・ 事 務	<p>市町村長の事務を分掌し、これを地域住民の意見を反映させつつ処理（権限及び予算を委譲することも可能）</p> <p>市町村長の事務を分掌する点では、支所と類似するが、次の点が異なる。 地域協議会を置くこと。 合併に伴い設置する場合には、一定期間、区長（特別職）を置くことができる。 住居表示には、市の名称とともに区の名称を冠する必要がある。</p>	<p>次の事務のうち規約で定めるものを処理 区で処理することが効果的な事務 区域住民の生活の利便性向上等のため、特に必要な事務</p> <p>（例）公の施設の設置・管理、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域の財産（里山、ブナ林等）の管理</p> <p>法令で市町村が行うこととされている事務及び議会の議決又は条例の制定が必要とされている事務（公の施設の設置・管理を除く）は処理できない。</p>	/
一 般 的 な 評 価	<p>【利 点】 旧町村のまちづくりが継承できる。 住民の声が反映でき、住民主導のまちづくりがより可能となる。</p> <p>【不安点】 新市の一体感を損ねる可能性がある。 議会との軋轢が懸念される。</p>	<p>【利 点】 旧町村のまちづくりが継承できる。 住民の声が反映でき、住民主導のまちづくりがより可能となる。 市の業務を縮減できる。</p> <p>【不安点】 新市の一体感を損ねる可能性がある。 議会との軋轢が懸念される。 財政負担が懸念される。</p>	<p>【利 点】 住民の声が反映できる。</p> <p>【不安点】</p>

（ 印は、合併に際して設置する場合の特例措置）

協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第10号
大野郡5町2村合併協議会

地域自治区・合併特例区・地域審議会の比較 # 2

項 目	地 域 自 治 区	合 併 特 例 区	地 域 審 議 会
区 長 設 置	合併に関係なく設置する地域自治区には、区長を置くことができない。 合併に際し設置する地域自治区には、合併前の協議により、期間を定めて、事務所の長に代えて区長（特別職）を置くことができる。	必置	
資 格	地域行政運営に関し優れた識見を有する者 住所要件なし（その区域の住民でなくてもよい）	市町村長の被選挙権を有する者	
選任方法	市町村長が選任	同左	
任 期	2年以内の協議で定める期間	2年以内の規約で定める期間	
法的身分	特別職（地方公務員法第3条）	同左	
権 限	市町村長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し、部下の吏員その他の職員を指揮監督する。 市町村の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市町村長、公共的団体等と緊密に連携を図りつつ担任する事務を処理する。	合併特例区を代表し、事務（予算作成・執行、会計、決算等）を総理する。 合併特例区の職員を指揮監督する。 合併特例区規則を制定できる。	
給料手当	条例に基づき支給	合併特例区規則に基づき支給	
兼 職	常勤の職員と兼ねることはできない。	助役、支所・出張所長と兼ねることができる。	
事 務 所 位 置	条例（合併前の協議）で定める。	規約で定める。	
長	事務吏員をもって充てる。	事務所の職員の中から任命する。	
職 員	市町村職員	市町村の職員の中から、市町村長の同意を得て、区長が任命する。	
職員給与	市町村が支給	同左	

（ 印は、合併に際して設置する場合の特例措置）

協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第10号
大野郡5町2村合併協議会

地域自治区・合併特例区・地域審議会の比較 # 3

項 目	地 域 自 治 区	合 併 特 例 区	地 域 審 議 会
協 議 会 (審 議 会) 名 称	地域協議会	合併特例区協議会	地域審議会
権 限	<p>市町村長は、市町村建設計画を変更しようとする場合、あらかじめ当該地域協議会（合併特例区協議会、審議会）の意見を聴かなければならない。</p> <p>地域自治区の事務所が所掌する事務、市町村が処理する地域自治区の区域内に係る事務、市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項について、市町村長等により諮問されたものまたは必要と認めるものについて、審議し、意見を述べることができる。</p> <p>市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項（例：基本構想等）であつて地域自治区の区域内に係るものを決定したり、変更しようとする場合に、地域協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>市町村長等は、地域協議会の意見を勘案して、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>合併特例法の規定により、その権限に属する事項を処理する。 同左</p> <p>合併特例区が処理する事務、地域振興等に関する施策の実施、その他市町村が処理する事務であつて、合併特例区の区域内に係るものに関し、市町村長等から諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、意見を述べることができる。</p> <p>区の予算、一定の合併特例区規則、市町村長の規約変更協議等についての同意、決算の認定等 市町村長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域内に係るものを決定したり、変更しようとする場合に、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。 市町村長等は、合併特例区協議会の意見を勘案して、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>同左</p> <p>当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき、合併市町村の長に意見を述べるができる。</p>
構 成 員 格	区域内に住所を有する者	区域内に住所を有する者で、市町村議会議員の被選挙権を有する者	合併前の協議で定める。
定 数	条例（合併前の協議）で定める。	規約（合併後は定款）で定める。	同上
選 任 方 法	市町村長が選任	規約（合併後は定款）で定める。[市町村長が選任]	同上
任 期	条例（合併前の協議）で定める。[4年以内]	規約（合併後は定款）で定める。[2年以内]	同上
報 酬	支給しないことができる。	同左	同上
財 源 措 置	市町村において所要の措置	市町村からの移転財源等で運営（課税権、地方債の発行権は無）	
住 居 表 示	なし 住所表示には、市の名称とともに区の名称を冠する必要がある。 (設置期間終了後、引き続き、旧市町村単位に地域自治区を設置する場合も同様)	同左（同左）	

平成17年3月31日までに合併した場合の特例措置

合併後に条例で地域自治区・区長を設置することができる。この場合、協議で定めることとしている事項も条例で定める。
(ただし、平成18年3月31日までに設置することが必要)

合併後に定款を定め、知事の許可を得て合併特例区・区長を設置することができる。この場合、規約で定めることとしている事項も定款で定める。(同左)

「住所表記は、・・・区の名称を冠する・・・。」とは、原則「区」であるが、旧町村名等であっても構わないとされている。

(印は、合併に際して設置する場合の特例措置)

協議事項に係る参考資料

協定項目 第10号
大野郡5町2村合併協議会

区長等の権限の比較

	地 域 自 治 区 (通常)	地 域 自 治 区 (特例)	合 併 特 例 区
名 称	事 務 所 長	区 長 又 は 事 務 所 長	区 長
法 的 身 分	一般職……事務吏員をあてる。(通常的首長の任命行為)	区長 特別職……首長の選任行為(議会の同意を要する) 事務所長 一般職……事務吏員をあてる。(通常的首長の任命行為)	特別職……首長の選任行為(議会の同意を要する)
主 な 権 限	<p>市町村の条例・規則等で定められた分掌の範囲内</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>事務所長は事務吏員であるため、特別な権限は与えられていない。部長や課長等の事務吏員に一般的に与えられた範囲の権限ではない。 具体的には、新市の事務決裁規則の範囲内の権限があるのみである。</p> </div>	<p>市町村の条例・規則等で定められた分掌の範囲内</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>特別職の区長を設置する場合においても、条例・規則等で定められた権限のみである。ただし、一般職の事務所長の場合よりは明らかに上回った権限が与えられるものと考えられる。 なお、一般職の事務所長の場合は左記のとおり。</p> </div>	<p>市町村長の同意を得て、市町村職員のうちから職員を任命することができる。 合併特例区規則を制定することができる。 通常予算、補正予算、暫定予算を作成する。 合併特例区の会計を行う。 決算を調製する。 使用料、加入金、手数料を徴収することができる。 公益上必要がある場合は、寄附又は補助をすることができる。 行政財産の用途、目的を妨げない限度で使用を許可することができる。 基金を設置できる。 公の施設を設置することができる。</p> <p>市町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものは、合併時に合併特例区が承継できる。</p>

審議会等の機能・権限の比較

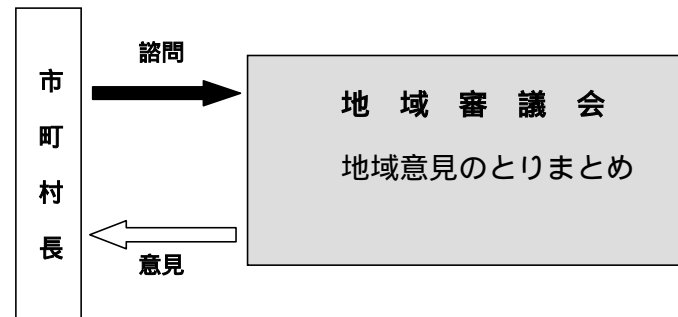
	地 域 審 議 会	地 域 自 治 区	合 併 特 例 区
名 称	地 域 審 議 会	地 域 協 議 会	合 併 特 例 区 協 議 会
主 な 機 能 権 限	<p>当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき、合併市町村の長に意見を述べることができる。</p>	<p>市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べるができる。</p> <p style="text-align: center;">(協働活動の拠点)</p>	<p>合併特例法(改正含む)の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であつて当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べるができる。</p> <p style="text-align: center;">(協働活動の拠点)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>法律に定めによって協議会の同意を要する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次に関する規則を定めるとき 合併特例区規則の施行日 規則の公告の方法(公告式) 休日 特別会計の設置 財産の管理及び処分 財政状況の公表の方法 公の施設の設置 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>合併特例区は、合併特例区の長と合併特例区協議会との協議により、合併特例区に関する事項について合併特例区協議会の同意を必要とするものを定めることができる。 また、指定管理者が利用料金を定めるときは、あらかじめ合併特例区の承認を受けなければならない。</p> </div> <p>給料、手当、旅費、報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法 使用料、加入金及び手数料 基金の設置、目的、管理及び処分 重要な公の施設の廃止または独占的な利用(出席構成員の3分の2以上の同意) 指定管理者による公の施設の管理に関する指定の手続き、管理の基準、業務の範囲等</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 規約の変更 3. 指定管理者の指定 4. 公の施設の区域外設置 5. 予算 6. 決算(認定)

協議事項に係る参考資料

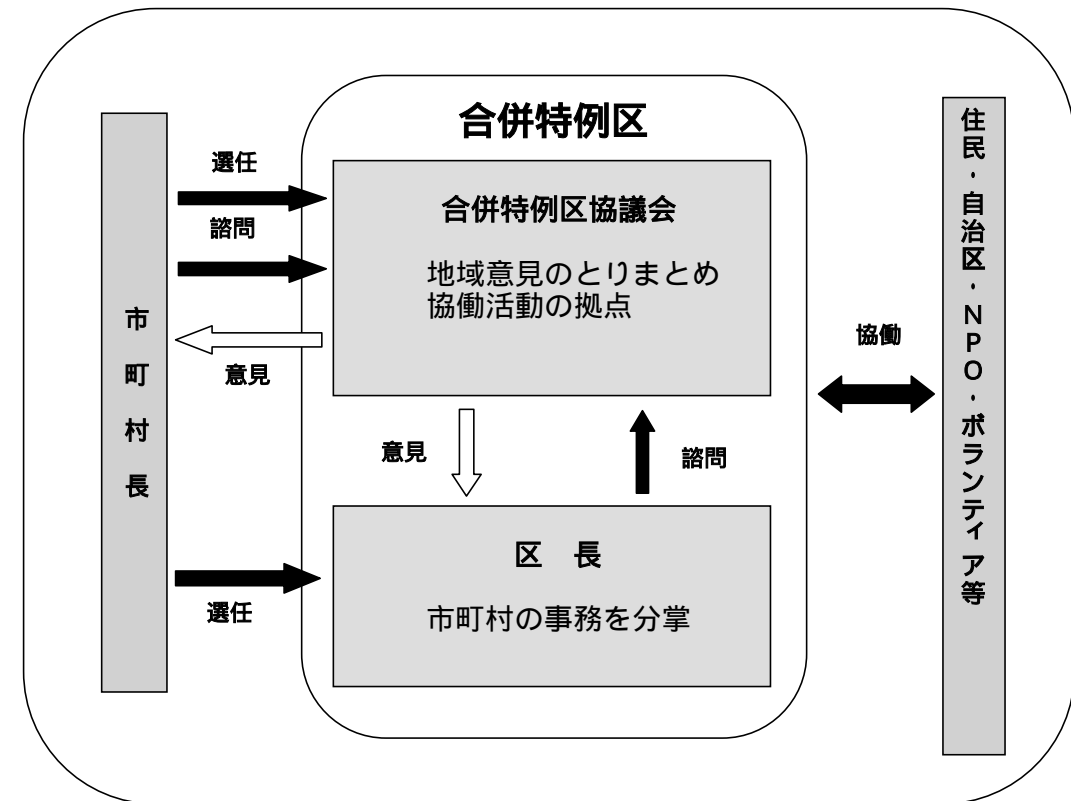
協定項目 第10号
大野郡5町2村合併協議会

地域自治組織及び地域審議会のイメージ図

地域審議会

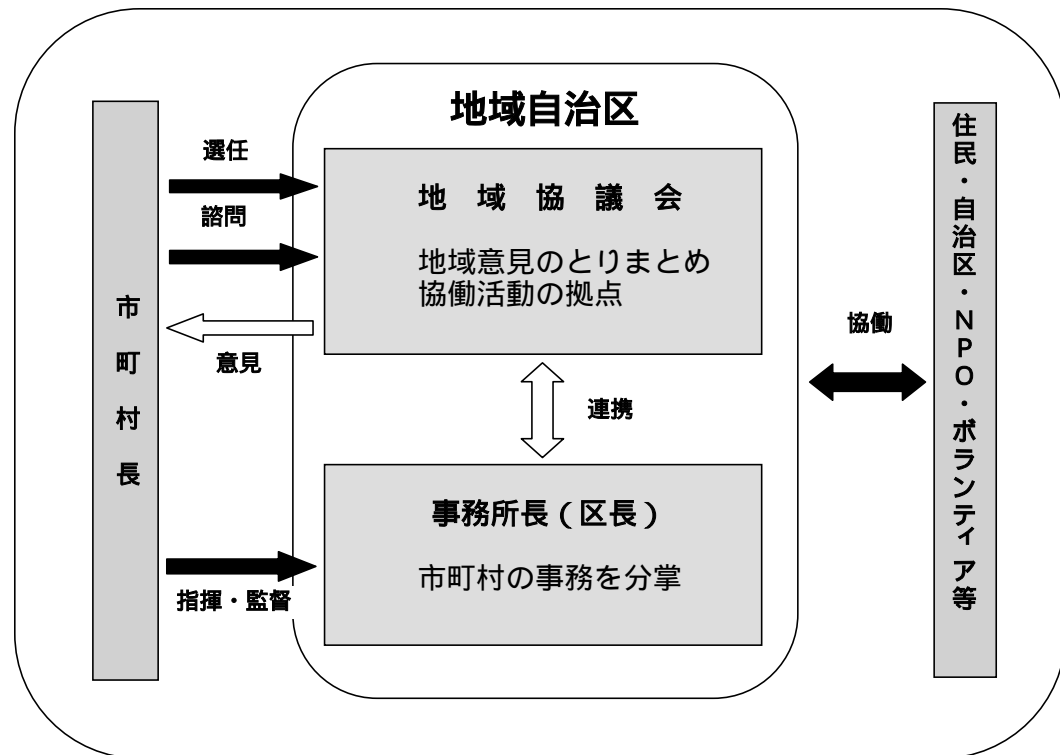


合併特例区協議会



地域自治区

…… 合併の際の特例あり



協議事項に係る参考資料

協定項目 第10号

大野郡5町2村合併協議会

関係法令

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（市町村建設計画の作成及び変更）

第5条（第1項～第6項 省略）

7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

（第8項 省略）

9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

（第10項 省略）

（地域審議会）

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という）を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数任期任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4（第1項、2項省略）

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

（第2項省略）

3 特別職は、次に掲げる職とする。

（1）就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職（以下、省略）

閣第107号 地方自治法の一部を改正する法律案

第四節 地域自治区

（地域自治区の設置）

第202条の4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもつて充てる。

4 第4条第2項の規定は第2項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第175条第2項の規定は前項の事務所の長について準用する。

（地域協議会の設置及び構成員）

第202条の5 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、4年以内において条例で定める期間とする。

5 第203条第1項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

（地域協議会の会長及び副会長）

第202条の6 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（地域協議会の権限）

第202条の7 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

（1）地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

（2）前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

（3）市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長その他の市町村の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

（地域協議会の組織及び運営）

第202条の8 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

（政令への委任）

第202条の9 この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第10号

大野郡5町2村合併協議会

閣第108号 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案 #1

(市町村建設計画の作成及び変更)

第5条 (第1項~第8項 省略)

9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合、第5条の6第1項に規定する合併に係る地域自治体が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治体の地域協議会(地方自治法第202条の5第1項に規定する地域協議会をいう。)又は当該合併特例区の特例協議会の意見を聴かなければならない。

(地域自治体の設置手続の特例)

第5条の5 市町村の合併に際しては、地方自治法第202条の4第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であつた区域とする区域とする同項に規定する地域自治体(以下「合併関係市町村の区域による地域自治体」という。)を設けることができる。

2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治体を設ける場合においては、地方自治法第202条の4から第202条の8までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第1項及び第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(地域自治体の区長)

第5条の6 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治体(以下「合併に係る地域自治体」という。)において、当該合併に係る地域自治体の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治体の事務所の長に代えて区長を置くことができる。

2 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

3 区長の任期は、2年以内において合併関係市町村の協議で定める期間とする。

4 第1項及び前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

5 合併市町村は、第1項及び第3項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 合併市町村の長は、区長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反その他区長たるに適しない非行があると認める場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

9 区長は、前2項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。

10 区長は、第6項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

11 合併に係る地域自治体の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。

12 区長は、合併市町村の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、合併市町村の長その他の機関及び合併に係る地域自治体の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。

13 地方自治法第165条第2項及び第175条第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条の規定は、区長について準用する。この場合において、地方自治法第165条第2項中「副知事又は助役」とあるのは「区長(市町村の合併の特例に関する法律第5条の6第1項に規定する区長をいう。以下同じ。)」と、「普通地方公共団体の長」とあるのは「合併市町村(同法第2条第2項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。))の長」と、「普通地方公共団体の長の」とあるのは「合併市町村の長の」と、同法第175条第2項中「前項に規定する機関の長」とあるのは「区長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と読み替えるものとする。

14 第1項に規定する区長の職は、地方公務員法第3条の特別職とする。

(住居表示に関する特例)

第5条の7 合併に係る地域自治体の区域における住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治体の名称を冠するものとする。第5条の5第1項の規定により設けられた合併に係る地域自治体の同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治体の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治体の区域における同法第2条に規定する住居の表示についても、同様とする。

(合併特例区)

第5条の8 合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であつた地域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もつて合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であつた区域をその区域として、合併特例区を設けることができる。

2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

第5条の9 合併特例区は、地方自治法第1条の3第1項の特別地方公共団体とする。

(合併特例区の設置)

第5条の10 合併関係市町村は、第5条の8の規定に基づき合併特例区を設けようとするときは、同条第1項の協議により規約を定め、都道府県知事(すべての合併関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けようとするときは、総務大臣。第5条の14第4項及び第5項において同じ。)の認可を受けなければならない。

2 合併関係市町村は、前項の認可を受けたときは、速やかにその旨及び規約を告示しなければならない。

3 合併特例区は、市町村の合併が行われた日に成立する。

(合併特例区の設置に伴う権利の承継)

第5条の11 合併特例区が成立する際現に合併関係市町村(第5条の13第3項に規定する場合においては、合併市町村)が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定めるものは、当該合併特例区の成立の時に於いて当該合併特例区が承継するものとする。

2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

3 第1項の規定による合併市町村が有する権利の合併特例区への承継については、地方自治法第96条第1項の規定にかかわらず、当該合併市町村の議会の議決を要しない。

(合併特例区の権能)

第5条の12 合併特例区は、合併関係市町村において処理されていた事務であつて市町村の合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であつた地域を単位として処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの及び合併関係市町村の区域であつた地域の住民の生活の利便性の向上等のため市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、規約で定めるものを処理する。

(合併特例区の規約)

第5条の13 合併特例区の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

(1) 合併特例区の名称

(2) 合併特例区の区域

(3) 合併特例区の設置期間

(4) 合併特例区の処理する事務

(5) 地方自治法第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の設置及び管理を行う場合にあつては、当該公の施設の名称及び所在地

(6) 合併特例区の事務所の位置

(7) 合併特例区の長の任期

(8) 合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方法並びに任期

(9) 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法

(10) 合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項

2 前項第3号の設置期間は、当該合併特例区が同項第4号の事務を処理することが適当と認められる期間を勘案して定めるものとする。ただし、当該設置期間は、5年を超えることができない。

3 市町村の合併の日後の日に合併特例区を成立させるものとする場合には、第1項各号に掲げるもののほか、当該日を規約に定めなければならない。この場合においては、第5条の10第3項の規定にかかわらず、合併特例区は、当該日に成立するものとする。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第10号

大野郡5町2村合併協議会

閣第108号 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案 #2

(合併特例区の規約の変更)

- 第5条の14 合併特例区の規約の変更は、合併市町村と合併特例区との協議によつて定める。
- 前項の協議については、合併市町村にあつては、議会の議決を経なければならない。
 - 第1項の協議については、合併特例区にあつては、合併特例区協議会の同意を得なければならない。
 - 合併特例区の規約を変更しようとするときは、合併市町村は、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、前条第1項第1号、第6号又は第9号に掲げる事項その他政令で定める事項のみに係る合併特例区の規約を変更しようとするときは、この限りでない。
 - 合併市町村は、前項ただし書に規定する事項のみに係る合併特例区の規約を変更したときは、直ちに都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
 - 合併市町村は、第4項の認可を受けたとき又は前項の届出をしたときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(合併特例区の長)

- 第5条の15 合併特例区の長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。
- 合併特例区の長の任期は、2年以内において規約で定める期間とする。
 - 合併特例区の長は、第6項において準用する地方自治法第141条第2項の規定及び同法第166条第2項において準用する同法第141条第2項の規定にかかわらず、合併市町村の助役と兼ねることができる。
 - 合併特例区の長は、第6項において準用する地方自治法第141条第2項の規定にかかわらず、当該合併特例区の区域を所管区域とする同法第155条第1項に規定する支所若しくは出張所又は同法第252条の2第1項に規定する区の事務所若しくはその出張所の長と兼ねることができる。
 - 合併市町村の長は、合併特例区の長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他合併特例区の長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。
 - 地方自治法第141条、第142条、第143条第1項前段、第165条第2項、第204条、第204条の2及び第205条並びに地方公務員法第34条の規定は、合併特例区の長について準用する。この場合において、地方自治法第141条、第142条及び第143条第1項前段中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同法第165条第2項中「副知事又は助役」とあるのは「合併特例区の長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と、同法第204条第1項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第2項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第3項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第204条の2中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。
 - 第1項に規定する合併特例区の長の職は、地方公務員法第3条の特別職とする。

(合併特例区の長の権限)

- 第5条の16 合併特例区の長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。
- 合併特例区の職員のうち、合併特例区の長があらかじめ指定する者は、合併特例区の長に事故があるとき又は合併特例区の長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 合併特例区の長は、その権限の一部を当該合併特例区の職員に委任し、又はこれにその職務の一部を臨時に代理させることができる。
 - 合併特例区の長は、合併特例区の職員を指揮監督する。
 - 合併特例区の長は、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができる。

(合併特例区規則の公布)

- 第5条の17 合併特例区の長は、前条第5項の規定により第5条の35及び第5条の36第1項に規定する合併特例区規則を制定した場合には、その日から20日以内にこれを公布しなければならない。
- 地方自治法第16条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による合併特例区規則の公布について準用する。この場合において、同条第3項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第4項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

(合併特例区協議会の設置及び構成員)

- 第5条の18 合併特例区に、合併特例区協議会を置く。
- 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するものの中から、規約で定める方法により合併市町村の長が選任する。

- 前項の方法は、合併特例区協議会の構成員の構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるように配慮して定めなければならない。
- 合併特例区協議会の構成員の任期は、2年以内において規約で定める期間とする。
- 合併特例区協議会の構成員が当該合併特例区の区域内に住所を有しない者であるとき、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有しない者であるとき又は第七項において準用する地方自治法第92条の2の規定に該当するときは、その職を失う。
- 合併特例区協議会の構成員には、次項において準用する地方自治法第203条第1項の規定にかかわらず、報酬を支給しないこととすることができる。
- 地方自治法第92条の2、第203条第1項から第3項まで及び第5項並びに第204条の2の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第92条の2中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会(市町村の合併の特例に関する法律第5条の18第1項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。)の構成員」と、同法第203条第1項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第2項及び第5項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第204条の2中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

(合併特例区協議会の会長及び副会長)

- 第5条の19 合併特例区協議会に、会長及び副会長を置く。
- 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、規約で定める。
 - 合併特例区協議会の会長及び副会長の任期は、合併特例区協議会の構成員の任期による。
 - 合併特例区協議会の会長は、合併特例区協議会の事務を掌理し、合併特例区協議会を代表する。
 - 合併特例区協議会の副会長は、合併特例区協議会の会長に事故があるとき又は合併特例区協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(合併特例区協議会の権限)

- 第5条の20 合併特例区協議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であつて当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができる。
- 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かななければならない。
 - 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、前2項の意見を助案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
 - この法律又はこれに基づく政令に定めるものを除くほか、合併特例区は、合併特例区の長と合併特例区協議会との協議により、合併特例区に関する事項につき合併特例区協議会の同意を要するものを定めることができる。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

- 第5条の21 この法律に定めるもののほか、合併特例区協議会の構成員の定数その他の合併特例区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規約で定める。

(合併特例区の職員)

- 第5条の22 合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずる。

(合併特例区の休日)

- 第5条の23 合併特例区に対する地方自治法第4条の2の規定の適用については、同条第1項、第2項第3号及び第4項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」とする。

(合併特例区の予算)

- 第5条の24 合併特例区の長は、毎会計年度予算を作成しなければならない。
- 合併特例区の長は、予算の作成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を作成することができる。
 - 合併特例区の長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成することができる。

協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第10号

大野郡5町2村合併協議会

閣第108号 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案 #3

- 4 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算を作成したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。
- 5 合併特例区の長は、第1項から第3項までの規定により予算を作成したときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。
- 6 合併特例区の長は、前項の規定により合併特例区協議会の同意を得たときは、直ちに当該同意を得た予算について合併市町村の長の承認を求めなければならない。
- 7 合併特例区の長は、前項の規定により合併市町村の長の承認を受けたときは、直ちに当該承認を受けた予算の要領を公表しなければならない。

(長期借入金等の禁止)

第5条の25 合併特例区は、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(合併特例区の会計事務)

第5条の26 合併特例区の会計事務は、合併特例区の長が行う。ただし、合併特例区の長は、必要があるときは、金融機関を指定して、現金の出納事務を取り扱わせることができる。

(合併特例区の決算)

- 第5条の27 合併特例区の長は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後3月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、合併市町村の監査委員の審査に付さなければならない。
- 2 合併特例区の長は、前項の規定により合併市町村の監査委員の審査に付した決算を合併市町村の監査委員の意見を付けて合併特例区協議会の認定に付さなければならない。
- 3 前項の規定による意見の決定は、合併市町村の監査委員の合議によるものとする。
- 4 合併特例区の長は、第2項の規定により決算を合併特例区協議会の認定に付するに当たっては、事業報告書その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。
- 5 合併特例区の長は、決算をその認定に関する合併特例区協議会の決定及び第2項の規定による監査委員の意見と併せて、合併市町村の長に報告し、かつ、その要領を公表しなければならない。
- 6 合併市町村の長は、決算の提出を受けたときは、速やかに当該合併市町村の議会に報告しなければならない。

(合併特例区に対する財源措置)

第5条の28 合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の財務に関する規定の準用)

第5条の29

(合併特例区の公の施設)

第5条の30

(合併特例区の財産の処分等の制限)

第5条の31

(報告等)

第5条の32

(合併特例区の監査)

第5条の33

(合併特例区の解散)

第5条の34

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第5条の35

(合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則)

第5条の36

(住居表示に関する特例)

- 第5条の37 合併特例区の区域における住居表示に関する法律第2条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併特例区の名称を冠するものとする。
- 2 合併特例区の設置期間の満了に際し、当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治体の区域における住居表示に関する法律第2条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併関係市町村の区域による地域自治体の名称を冠するものとする。

[省略]

(合併特例区が設けられている場合の地域自治体の特例)

第5条の38 合併特例区を設ける合併市町村において地方自治法第202条の4第1項に規定する地域自治体を設ける場合においては、同項の規定にかかわらず、合併特例区を設ける区域については、同項に規定する地域自治体を設けないことができる。

(政令への委任)

第五條の三十九 [省略]

附則

(特定合併に係る合併市町村が設ける地域自治体についての特例)

- 第2条の2 地方自治法第202条の4第1項の規定にかかわらず、平成11年7月16日から平成17年3月31日までの間に行われた市町村の合併(以下「特定合併」という。)に係る合併市町村は、条例で、期間を定めて、当該特定合併に係る合併市町村の区域の一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治体を設けることができる。
- 2 特定合併に係る合併市町村が設ける合併関係市町村の区域による地域自治体については、第5条第9項中「第5条の6第1項」とあるのは「附則第2条の2第2項の規定により読み替えて適用する第5条の6第1項」と、第5条の6第1項中「市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治体」とあるのは「合併関係市町村の区域による地域自治体」と、「合併関係市町村の協議」とあるのは「合併市町村の条例」と、同条第3項中「合併関係市町村の協議」とあるのは「合併市町村の条例」と、第5条の7中「第5条の5第1項」とあるのは「附則第2条の2第1項」として、これらの規定を適用し、第5条の6第4項及び第5項の規定は、適用しない。

(特定合併に係る合併市町村が設ける合併特例区についての特例)

- 第2条の3 特定合併に係る合併市町村が設ける合併特例区(当該特定合併の日の前日までに行われた第5条の10第1項の規定による認可の申請に係る合併特例区を除く。)については、第5条の8第1項中「合併関係市町村の協議により、期間を定めて」とあるのは「期間を定めて」と、第5条の10第1項中「合併関係市町村は」とあるのは「合併市町村は」と、「同条第一項の協議により規約」とあるのは「議会の議決を経て定款」と、「都道府県知事(すべての合併関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けようとするときは、総務大臣。第5条の14第4項及び第5項において同じ。)」とあるのは「都道府県知事」と、同条第2項中「合併関係市町村」とあるのは「合併市町村」と、「規約」とあるのは「定款」と、同条第3項中「市町村の合併が行われた」とあるのは「定款で定める」と、第5条の12、第5条の13第1項、第5条の14第1項、第4項及び第5項、第5条の15第2項、第5条の16第5項、第5条の18第2項及び第4項、第5条の19第2項、第5条の20第2項、第5条の21並びに第5条の30第1項中「規約」とあるのは「定款」として、これらの規定を適用し、第5条の8第2項、第5条の11及び第5条の13第3項の規定は、適用しない。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第10号

大野郡5町2村合併協議会

県下合併協議会の例

竹田直入地域市町合併協議会

……地域審議会を新市において、竹田市・荻町・久住町及び直入町の区域に設置する。なお、地域審議会の組織及び運営等については、別紙のとおりとする。

宇佐両院地域合併協議会

……地域審議会を設置する区域、設置する期間及び組織等は別紙「宇佐市地域審議会設置に関する協議」に定めるとおりとする。

新市建設計画策定及び地域審議会に関する小委員会報告

1. 地域審議会を設置する区域は、現行の宇佐市、院内町及び安心院町の区域とすること。
2. 地域審議会を設置する期間は、合併の日から平成27年3月31日までとすること。
3. その他地域審議会の設置に関する必要事項は、協議第15号-2で提案のとおりとすること。

西高地域1市2町合併協議会

……地域審議会について、地域住民の意見をまちづくりの施策に反映させるため、新市において必要に応じ設置する。

日田市郡合併協議会

1. 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、合併関係市町村の区域ごとに設置する。なお、当該審議会の構成員の定数、任期、任免、その他の組織及び運営に関する事項については、「地域審議会の設置に関する事項」のとおりとする。
2. その他軽微な事項については、合併までに事務的に調整する。
(理由)
合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスを実現させるため。

本協議会の基本的な考え方

若干の情勢と課題

住民と行政の「協働」は、欧米諸国の先進的なモデルを参考としながら、今次市町村合併において真摯に取り組むべき最大の課題の一つであるといえます。このことは、昨年11月の第27次地方制度調査会の最終答申の中でも明記されており、本協議会においても「新市まちづくり計画(案)」の中で「市民が参加する協働・共創のまちづくり」と題して、新市まちづくりの目標の一つとして掲げています。

そうした背景から、この度の自治法並びに合併特例法の改正は、住民の意見を反映する附属機関としての「地域審議会」に加え、「協働」拠点としての機能や権限を新たに盛り込んだ「地域自治組織(地域自治区、合併特例区)」の設置を可能としたものです。

具体的な検討

1. 地域審議会

……新市のまちづくりは旧町村の地域実情やまちづくり施策を継承することを基本としているため、地域住民からの意見を反映させ得る「地域審議会」的な附属機関は新市に必要であると思われる。

2. 地域自治区

……地域自治区は、合併特例区とは違い、その権限が条例等で定められることから支所機能と類似していること、経費負担が少ないこと等から、現実的な選択肢の一つとして大いに議論でき得るものといえます。

3. 合併特例区

……合併特例区については、次の理由により、現時点では設置が困難と思われる。
区長や合併特例区協議会にあまりに大きな権限を与えられているため、旧町村のアイデンティティを保つことができるが、新市の一体感を阻害する可能性が強いこと。
住民の代弁者である議会や自治区、その他の附属機関の機能と熱意を低下させ、軋轢を生ずる可能性もあること。
特別職である区長は一般的には助役レベルの報酬が必要となるため、人件費を抑えることにならないこと。
県下のいずれの合併協議会においても、現時点では合併特例区の設置を検討していないこと。また、本協議会のみが設置を決定すれば、近隣市との均衡を欠くことになること。

まとめ(方向性)

1. 上記したように新市には、少なくとも住民の声が反映でき、まちづくりを議論できる「地域審議会」的な機関は不可欠であると思われます。
2. 「合併特例区」の設置については、現時点では困難であると思われます。よって、「地域審議会」もしくは「地域自治区」のいずれかを選択することとなります。
3. 「地域自治区」は実質的には「地域審議会」に支所機能を加えたものです。言い換えるならば、支所に「地域審議会」のようなまちづくりに関する特定の機能を持たせれば、実質的には「地域自治区」と遜色のない組織ができることとなります。
4. 当面は総合支所方式を採用する新市としては、旧町村ごとに「地域審議会」を設置すれば、実質「地域自治区」の機能を有することとなるため、「地域審議会」設置の方向で検討することが現実的かつ効率的な対応であると思われます。
なお、新市の本庁舎が完成し、総合支所方式から通常の支所方式に移行する際に、「地域自治区」の設置検討の余地が残されています。

協定項目第19号「町名・字名の取扱い」についての確認事項

町及び字の区域については、現行のとおりとする。

住所の表示は、「大字」の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については合併前に統一を図る。

番地と枝番の間の「の」は、表記しないこととする。

「住所の表示」とは、郵便を差し出す場合の「現町村名+行政区」等の略式のものとは違い、新市役所のほか、官公署で取り扱う登記や免許証交付の際に用いる正式な住所の表記を意味する。

住所表記の統一について

ケース1

(条件) 町名については、「町又は村」の字句を削除する。

(例)	大野郡三重町大字市場1200番地	市三重市場1200番地
	大野郡清川村大字砂田1819番地	市清川砂田1819番地
	大野郡緒方町大字馬場36番地	市緒方馬場36番地
	大野郡朝地町大字朝地891番地	市朝地朝地891番地
	大野郡大野町大字田中81番地の1	市大野田中81番地1
	大野郡千歳村大字新殿706番地の1	市千歳新殿706番地1
	大野郡犬飼町大字犬飼28番地	市犬飼犬飼28番地

メリット

デメリット

朝地町、犬飼町において、字名が町名と同一の箇所があり、住所表記としては適当でない。

ケース2

(条件) 町名については、清川村及び千歳村をそれぞれ「清川町」「千歳町」とする。

(例)	大野郡三重町大字市場1200番地	市三重町市場1200番地
	大野郡清川村大字砂田1819番地	市清川町砂田1819番地
	大野郡緒方町大字馬場36番地	市緒方町馬場36番地
	大野郡朝地町大字朝地891番地	市朝地町朝地891番地
	大野郡大野町大字田中81番地の1	市大野町田中81番地1
	大野郡千歳村大字新殿706番地の1	市千歳町新殿706番地1
	大野郡犬飼町大字犬飼28番地	市犬飼町犬飼28番地

メリット

5町にとっては、抵抗感がないのでは？
新市としての一体感や統一を図ることができる。

デメリット

清川村、千歳村の住民の方々が違和感を持つのではない
か？

ケース3

(条件) 町名については、一切使用しない。

(例)	大野郡三重町大字市場1200番地	市市場1200番地
	大野郡清川村大字砂田1819番地	市砂田1819番地
	大野郡緒方町大字馬場36番地	市馬場36番地
	大野郡朝地町大字朝地891番地	市朝地891番地
	大野郡大野町大字田中81番地の1	市田中81番地1
	大野郡千歳村大字新殿706番地の1	市新殿706番地1
	大野郡犬飼町大字犬飼28番地	市犬飼28番地

メリット

新市としての一体感や統一を図ることができる。
住所表記の簡略化が図られる。

デメリット

町村名が表示されないため、住民の抵抗感があるのではない
か？
大字名の重複があるため、旧町村の区域が明確でない。
合併当初の行政事務に混乱を来す恐れがある。

ケース4

(条件) 町名については、清川村、千歳村のみ「村」の字句を削除する。

(例)	大野郡三重町大字市場1200番地	市三重町市場1200番地
	大野郡清川村大字砂田1819番地	市清川砂田1819番地
	大野郡緒方町大字馬場36番地	市緒方町馬場36番地
	大野郡朝地町大字朝地891番地	市朝地町朝地891番地
	大野郡大野町大字田中81番地の1	市大野町田中81番地1
	大野郡千歳村大字新殿706番地の1	市千歳新殿706番地1
	大野郡犬飼町大字犬飼28番地	市犬飼町犬飼28番地

メリット

5町にとっては、抵抗感がないのでは？

デメリット

清川村、千歳村の住民の方々が違和感を持つのではない
か？
新市としての一体感に欠ける。

ケース5

(条件) 町名については、清川村、千歳村のみ「村」の字句を使用する。

(例)	大野郡三重町大字市場1200番地	市三重町市場1200番地
	大野郡清川村大字砂田1819番地	市清川村砂田1819番地
	大野郡緒方町大字馬場36番地	市緒方町馬場36番地
	大野郡朝地町大字朝地891番地	市朝地町朝地891番地
	大野郡大野町大字田中81番地の1	市大野町田中81番地1
	大野郡千歳村大字新殿706番地の1	市千歳村新殿706番地1
	大野郡犬飼町大字犬飼28番地	市犬飼町犬飼28番地

清川村、千歳村については、「村」が大字名となる。

メリット

全町村にとっては、抵抗感がないのでは？
現町村名を残すことができる。

デメリット

新市として一体感にかける。

一部事務組合等の取扱い(その2)について

一部事務組合等の取扱い(その2)について、次のとおり提出する。

平成16年6月24日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

一部事務組合等の取扱い(その2)について

- 1 大野広域連合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務及び財産をすべて新市に引き継ぐ。また、大野広域連合の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- 2 野津町に係るごみ処理及びし尿処理に関する事務については、共同処理する方向で合併までに調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第15-2号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	15 一部事務組合等の取扱い(その2)	中項目	1 一部事務組合等の取扱い	小項目	1 大野広域連合
-----	---------------------	-----	---------------	-----	----------

協議の結果					
-------	--	--	--	--	--

区分	大野郡5町2村の現況						調整の具体的内容
	三重町	清川村	績方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町

別表 広域連合関係町村負担割合

町	区 分		負 担 割 合		摘 要	
村	一般負担金		均等割 35%	人口割 65%	・人口割：直近の国勢調査人口(確定値)	
	文化センターの設置、管理及び運営に関する経費	土地取得	三重町 100%			
		土地取得以外	三重町 80%		・三重町以外の町村：人口割、3ヶ年平均の標準財政規模割、距離割(距離の逆数の比率)各3分の1	
			三重町以外の町村 20%			
		管理・運営費	当分の間、上欄の負担割合を適用する。		同上	
	交付税負担金	算入町村 100%				
	別	介護保険事務に関する経費		均等割 35%	人口割 65%	・人口割：直近の国勢調査人口(確定値)
		廃棄物の処理及び清掃に関する経費	ごみ処理事業	運営費負担金	均等割 20%	
				起債償還負担金	人口割 30%	
			事業費負担金	人口割 50%		
人口割 100%						
し尿処理事業		運営費負担金	均等割 20%	・人口割：前々年度3月31日現在の住民基本台帳登録人口 但し、平成12年度施設整備事業着手に係るものは、前々年度3月31日現在の住民基本台帳登録人口から前々年度の公共下水道及び農業集落排水実績人口(し尿処理施設利用人口は除く。)を除いた人口 ・利用割：前々年度11月1日～前年度10月31日1年間のし尿処理施設搬入量(単位：キロリットル)		
			人口割 10%			
		利用割 70%				
		起債償還負担金	人口割 100%			
事業費負担金						
交付税負担金	算入町村 100%					
広域的地域情報化の推進に関する経費	施設整備費	広域連合議会の議決を経て、広域連合長が別に定める。				
	管理運営費					
	交付税負担金	算入町村 100%				

協議事項に係る参考資料

協定項目 第15-2号

大野郡5町2村合併協議会

【一部事務組合の取扱い】

合併関係市町村が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合（地方自治法284条）については、構成団体に変動が生じるため、一部事務組合又は広域連合を存続させるか、存続させるなら規約をどう改正するかについて関係地方公共団体と協議する必要があります。

尚、構成団体が合併関係市町村と同一の場合は、当該事務は合併市町村の事務となります。

（「市町村合併ハンドブック」より）

具体的事例

構成市町村間で合併する場合

合併関係市町村と構成市町村が同一の場合又は合併関係市町村が構成市町村を包括する場合は、当該組合等は構成市町村とともに消滅することとなり、当該組合等有する財産等は、通常新市町村に引き継がれることになります。

組合等を構成する市町村が構成外の市町村と合併する場合

新設合併の場合は、構成市町村の法人格が消滅するので、組合等の脱退の手続きが必要になります。この場合、組合等で処理していた事務を新市町村又は別の組合等で処理する場合には、元の組合等に対しては脱退の手続きのみで終了しますが引き続き元の組合等で事務を処理する場合には、改めて新市町村の加入の手続きが必要になります。

また、引き続き組合等で事務を処理する場合には、当該事務処理をどの範囲で行うかについて関係市町村間で協議を要します。場合によっては、新市町村のうち従来の構成市町村のみの区域で従来と同様の共同処理を行うことも考えられます。

大野広域連合の場合、野津町が新白杵市と合併の前日に大野広域連合を脱退することになります。引続きごみ処理及びし尿処理に関する事務については共同処理する方向で調整するとしていますので、事務処理の範囲、事務処理の方法、財産処分について合併までに調整していくこととなります。

組合等の再編、統合、その他

合併を契機として、組合等の再編、統合等を行うことが考えられます。この場合の財産処分については、構成市町村のみならず合併関係市町村においても十分協議する必要があります。

【根拠法令】

地方自治法

第284条（組合の種類及び設置）

地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により、規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

第286条（組織、事務及び規約の変更）

一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

第288条（解散）

一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

第289条（財産処分）

第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

第290条（議会の議決を要する協議）

第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方自治体の議会の議決を経なければならない。

市町村の合併の特例に関する法律

（職員の身分取扱い）

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員すべてに通じて公正に処理しなければならない。

第156回国会 参議院 総務委員会 第6号 平成15年3月25日

民主党 高嶋良充 / 総務大臣官房総括審議官 伊藤祐一郎

高嶋良充君
清掃や消防などの一部事務組合が合併によって廃止を余儀なくされるということになった場合、市町村の職員は特例法9条で身分保有についての特例が認められているんですけども、一部事務組合の職員の身分保障はどのようにされようとしているのか。9条が準用されるのかどうかということも含めてお尋ねをしたいと思います。

政府参考人（伊藤祐一郎君）
一部事務組合が行ってありました業務を合併後の市町村においてどのように処理、ないしはどのような組織、人員体制において処理するかにつきましては、合併市町村の協議により御検討いただきたいと考えております。
合併のときの職員の身分取扱いにつきましては、御指摘の市町村の合併に関する特例の第9条の規定がございまして、その9条の規定は「合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と規定しているところであります。この規定は一部事務組合には直接適用になるものではございませんが、その趣旨につきましては、一部事務組合についてもその趣旨を踏まえて対応することが望ましいと考えております。

高嶋良充君
今、基本的に言えば、9条、法的には準用されないけれどもその趣旨を踏まえということ、それを尊重すべきだと、こういう御答弁だというふうに御理解をさせていただきたいというふうに思っています。

【先進事例】

【佐伯市】（H17.3.3合併予定）

（1）佐伯地域広域市町村圏事務組合の取扱いについては、次のとおりとする。

合併の前日に解散し、共同処理事務は、すべて新市に引き継ぐ。

所有する財産、債務は、すべて新市に引き継ぐ。

職員はすべて、新市の職員として引き継ぐ。

合併時身分を保有する職員は、現給を保障する。

～ 略 ～

【宇佐市】（H17.3.31合併予定）

1．宇佐清掃事業組合及び宇佐地域消防組合は、合併までに広域再編を目指して関係市町村等と協議の上調整する。

2．宇佐山郷衛生事業組合は、合併の前日をもって解散し、その事業及び財産は、すべて新市に引き継ぐ。

3．その他、3市町が加入する一部事務組合等については、合併までに調整する。

【臼杵市】（H17.1.1合併予定）

（1）臼杵市が加入している臼津広域連合については、現在の枠組みを維持する方向で調整する。

（2）野津町が加入している大野広域連合については、合併の前日をもって脱退する。ただし、現行の広域連合業務については、合併の日をもって原則として共同処理する方向で調整する。

（3）臼杵市が大分市に管理・運営を委託している廃棄物処理業務については、現在の枠組みを維持する方向で調整する。

（4）野津町が三重町に管理・運営を委託している葬斎場・急患センター等については、現在の枠組みを維持する方向で調整する。

協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第15-2号

大野郡5町2村合併協議会

大野広域連合規約

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、大野広域連合(以下「広域連合」という。)という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、野津町、三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町(以下「関係町村」という。)をもつて組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係町村の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 広域市町村圏計画の策定及び同計画の実施に必要な連絡調整に関する事務
- (2) 大野広域総合文化センターの設置、管理及び運営に関する事務
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく事務のうち、要介護認定、要支援認定に関する審査判定業務
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第6条の2の規定による一般廃棄物の収集運搬及び処分に関する事務
- (5) 法に基づくごみ処理場及びし尿処理場の設置、管理、運営、その他これらに関連する事務
- (6) 法に基づく一般廃棄物処理業の委託又は許可に関する事務
- (7) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条の規定による浄化槽清掃業許可に関する事務
- (8) 広域的地域情報化の推進に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)は、次の項目について記載するものとする。

- (1) 広域市町村圏計画の基本方針に関すること。
- (2) 大野広域総合文化センターの設置、管理及び運営に関連して広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
- (3) 介護保険事務に関すること。
- (4) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること並びに一般廃棄物(し尿を除く。)の収集、運搬及び処分に関すること。
- (5) し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (6) 一般廃棄物の処理、収集、運搬の業の許可又は委託に関すること。
- (7) 浄化槽清掃業の許可に関すること。
- (8) 広域的地域情報化の推進に関すること。
- (9) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、大分県大野郡三重町大字内田878番地に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、16人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係町村の議会の議員のうちから、関係町村の議会において選挙する。

- 2 関係町村において選挙すべき広域連合議員の定数は、それぞれ2人とする。
- 3 関係町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。
- 4 広域連合の議会の解散があつたとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係町村の議会の議員としての任期による。

(広域連合の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長7人及び収入役1人を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係町村の長のうちから、関係町村の長が投票により、これを選挙する。

- 2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。
- 3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係町村の長のうちから選任する。
- 4 収入役は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係町村の収入役のうちから選任する。
- 5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係町村の長としての任期による。

- 2 収入役の任期は、関係町村の収入役としての任期による。

(補助職員)

第14条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、広域連合に必要な吏員その他の職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもつてこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係町村の選挙権を有する者で、人格が高潔な者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に、監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任されるものにあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任されるものにあつては広域連合議員の任期による。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもつて充てる。

- (1) 関係町村の負担金
 - (2) 事業収入
 - (3) 国及び県の支出金
 - (4) 地方債
 - (5) その他
- 2 前項第1号に規定する関係町村の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表のとおりとする。(P3 参照)

(規則への委任)

第18条 この規約の施行に必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則(平成13年3月8日)

この規約は、大分県知事の許可の日から施行する。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第15-2号

大野郡5町2村合併協議会

大野広域連合の概要

1. 設立年月日 平成8年4月1日

2. 事務内容 共同処理事務

広域市町村圏計画の策定及び同計画の実施に必要な連絡調整に関する事務

大野広域総合文化センターの設置、管理及び運営に関する事務

介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく事務のうち、要介護認定、要支援認定に関する審査判定業務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第6条の2の規定による一般廃棄物の収集

運搬及び処分に関する事務

法に基づくごみ処理場及びし尿処理場の設置、管理、運営、その他これらに関連する事務

法に基づく一般廃棄物処理業の委託又は許可に関する事務

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条の規定による浄化槽清掃業許可に関する事務

広域的域情報化の推進に関する事務

3. 加入状況

野津町	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町

4. 主な施設概要

【文化施設】

名称 大野広域文化センター

位置 大分県大野郡三重町大字内田字中島878番地

面積 (敷地面積33,117㎡、建築面積5,981㎡、述べ面積8,041㎡)

施設の概要 大ホール：客席数1,001席

小ホール：客席数 300席

その他の施設：リハーサル室、練習室、ギャラリー、会議室、和室、レストラン、エントランスホール等

事業概要

(1) 芸術文化向上のための事業。

(2) 講演会、研修会、鑑賞会等を開催すること。

(3) 文化センターの施設及び設備の利用に関すること。

(4) 前各号に掲げる事業のほか、文化センターの目的を達成するために必要な事業。

【ごみ処理施設】

名称 大野広域連合清掃センター

位置 大分県大野郡三重町大字上田原1936番地

施設稼働開始日 平成10年4月1日

施設規模 ごみ焼却処理施設 25t/16H×2炉 (焼却方式/准連続燃焼方式 焼却炉形式/流動床式焼却炉)

粗大ごみ処理施設 22t/5H×1基

処理フロー

可燃物 焼却処理

不燃物 破碎+選別+圧縮 → 資源物資源化

粗大 破碎+選別 可燃物 → 焼却処理

不燃資源物 → 圧縮資源化

資源ごみ 直接資源化

最終処分

可燃物 → 焼却灰

不燃物 → 処理残渣

粗大ごみ → 処理残渣

委託先 大分県南海部郡直川村大字仁田原1426番地

異業種エコタウン事業協同組合

施設規模 埋立面積 3483.6㎡

埋立容量 20,000㎡

処分方法 管理型最終処分場埋立処分

処理実績(15年度) (単位; t)

種別	可燃ごみ			資源ごみ			不燃・粗大ごみ			合計			人口
	収集	持込	計	収集	持込	計	収集	持込	計	収集	持込	計	
野津町	1,232	388	1,620	31	56	87	1	47	48	1,264	491	1,755	9,916
三重町	2,716	3,550	6,266	62	240	302	4	133	137	2,782	3,923	6,705	18,321
清川村	325	50	375	9	11	20	1	11	12	335	72	407	2,657
緒方町	647	100	747	26	37	63	2	22	24	675	159	834	6,666
朝地町	332	106	438	13	16	29	3	13	16	348	135	483	3,559
大野町	440	183	623	17	29	46	1	24	25	458	236	694	5,696
千歳村	232	224	456	4	32	36	1	17	18	237	273	510	2,569
犬飼町	586	223	809	19	24	43	2	14	16	607	261	868	4,572
計	6,510	4,824	11,334	181	445	626	15	281	296	6,706	5,550	12,256	53,956

【し尿処理施設】

名称 大野広域連合白鹿浄化センター

位置 大分県大野郡千歳村大字柴山2199番地

施設稼働開始日 平成15年4月1日

施設規模 し尿 27KL/日

浄化槽汚泥 53KL/日

生ごみ 1t/日

処理方式 膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理

処理実績(15年度)

種別	し尿			浄化槽汚泥			合計			人口
	収集	持込	計	収集	持込	計	収集	持込	計	
野津町	727	0	727	2,507	0	2,507	3,234	0	3,234	9,916
三重町	2,025	0	2,025	7,491	0	7,491	9,516	0	9,516	18,321
清川村	344	0	344	645	0	645	989	0	989	2,657
緒方町	493	0	493	994	0	994	1,487	0	1,487	6,666
朝地町	513	0	513	914	0	914	1,427	0	1,427	3,559
大野町	723	0	723	1,094	0	1,094	1,817	0	1,817	5,696
千歳村	239	0	239	825	0	825	1,064	0	1,064	2,569
犬飼町	594	0	594	1,359	0	1,359	1,953	0	1,953	4,572
計	5,658	0	5,658	15,829	0	15,829	21,487	0	21,487	53,956

協議事項に係る参考資料

協定項目 第15-2号

大野郡5町2村合併協議会

大野広域連合（財産に関する調書）

1. 公有財産（土地及び建物）

14年度決算（単位：㎡）

区分	土地（地積）	建物		
		木造（延面積）	非木造（延面積）	延面積計
総合文化センター	31,424		8,042	8,042
旧白鹿浄化センター				0
新白鹿浄化センター	17,841		3,761	3,761
旧東部清掃センター	22,372		50	50
ごみ処理施設	22,372			0
可燃物処理施設				0
不燃物処理施設				0
管理事務所				0
車庫倉庫			50	50
旧西部清掃センター	33,531	110	841	951
高速堆肥化処理施設	11,659		518	518
官理棟		90		90
作業員詰所		20		20
倉庫			90	90
埋立処分施設	17,223		233	233
取付道路	4,649			0
大野広域連合清掃センター	91,976	0	6,391	6,391
ごみ処理施設	91,976			0
管理棟			864	864
工場棟			4,532	4,532
車庫棟			429	429
ストックヤード			166	166
資源ごみストックヤード			199	199
水処理施設			201	201
合計	197,144	110	19,085	19,195

2. 物品

区分 （品名等）	14年度 現在数
公用自動車（小型乗用自動車 58）	1
公用自動車（軽四貨物自動車 41）	1
公用自動車（軽四乗用自動車 50）	1
乗用貨物自動車（1400CC）	1
乗用自動車（1600CC）	1
可燃ごみ収集車（2tバックマスター）	1
可燃ごみ収集車（4tロータリープレス）	1
可燃ごみ収集車（4tバックマスター）	4
ごみ運搬車（2tダンプトラック）	1
ごみ運搬車（4tダンプトラック）	1
ごみ運搬車（軽四トラック）	1
不燃物ごみ運搬車（2tダンプトラック）	1
指定ごみ袋運搬車（軽四バン）	1

区分 （品名等）	14年度 現在数
ブルドーザ（D30C）	1
ショベル車	2
フォークリフト（2.5t）	1
汚泥運搬車（2tダンプトラック）	2
生ごみ運搬車（1.5tトラック）	1
軽四貨物自動車（軽四バン）	1
計	24

3. 財政調整基金（単位：千円）

定期預金（文化センター分）	20,000
定期預金（白鹿浄化センター）	25,643
定期預金（清掃センター分）	24,806
計	70,449

4. 地方債現在高の状況（単位：千円）

区分	平成13年度現在高	平成14年度発行額	平成14年度元利償還額	平成14年度末現在高
1. 一般単独事業	3,019,500	0	536,488	2,547,900
うち地域総合整備事業債	3,019,500	0	536,488	2,547,900
2. 一般廃棄物処理事業債	3,020,564	908,904	249,341	3,737,219
3. 財源対策債	520,040	32,496	50,148	515,480
4. 都道府県貸付金	136,868	0	24,270	115,062
うち予算貸付によるもの	136,868		24,270	115,062
合計	6,696,972	941,400	860,247	6,915,661

大野広域連合（決算状況）

1. 実質収支に関する調べ（14年度決算）

（単位：千円）

区分	1 歳入総額	2 歳出総額	3 歳入歳出差引額	4 翌年度へ繰り越すべき財源			5 実質収支額	6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金
				(1) 継続費通次繰越額	(2) 繰越明許費繰越額	(3) 事故繰越繰越額		
一般会計	1,696,604	1,690,213	6,391		500		500	5,891
文化センター特別会計	686,291	668,177	18,114					18,114
清掃事業特別会計	942,433	856,451	85,982					85,982
し尿処理事業特別会計	1,458,423	1,450,370	8,053					8,053
合計	4,783,751	4,665,211	118,540		500		500	118,040

2. 性質別収支の状況

収入の状況

（単位：千円）

区分	決算額
分担金及び負担金	1,686,998
使用料、手数料	69,577
国県支出金	341,802
財産収入	9,146
繰越金	101,995
諸収入	20,110
地方債	941,400
歳入合計	3,171,028

支出の状況

（単位：千円）

区分	決算額
人件費	260,215
物件費	356,372
維持補修費	9,600
補助費等	108,340
公債費	860,247
積立金	10,100
投資的経費	1,447,616
歳出合計	3,052,490

協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第15-2号

大野郡5町2村合併協議会

3. 14年度決算に係る分析

14年度大野広域連合歳入歳出決算審査意見書から抜粋

広域連合の財政状況は、平成12年度大野郡清掃組合の事務事業全般の継承により財政規模が増大することとなって平成14年度で3年目となり、さらに会計事務処理の円滑化、効率化を図るため、平成13年度より一般会計と3つの特別会計を設けて2年目を迎えたところである。

14年度の普通会計における歳入決算額は、3,171,028千円で対前年度比125.20%となった。決算額に占める財源依存率（国庫支出金、県支出金、地方債等）は40.47%となって前年度26.97%を大幅に増加している。また、関係8カ町村の厳しい財政状況の中で自主財源の主体をなす関係8カ町村の分担金及び負担金は平成13年度1,675,672千円に対し平成14年度1,686,998千円で0.68%の微動となっているが、過去5カ年間々々負担額が増加してきたところである。さらに、文化センター、清掃事業及びし尿処理事業特別会計における地方債発行に伴う年償還額は年々増加し、14年度における元利償還額は860,247千円で14年度末未償還額は6,915,661千円となって、また今後15年度以降償還額のピークの時期及び償還額は平成18年度で963,096千円となっていることが見込まれている。したがって今後、起債償還額の増加によって分担金及び負担金が増額となり、厳しい財政運営が予想される。文化センターは、開館6年目を迎え、また介護保険法に基づく要介護認定業務も発足して4年目となり、過去3年間の実態を踏まえ、見直しと（要介護認定支援システム導入等）が行われたところであるが、急速な高齢化の進行とともに要介護認定業務の適正かつ効率的な処理が望まれるところである。

さらに最近重要性がますます高まってきた廃棄物処理において、限られた資源の有効活用を図り、循環型社会の形成により環境保全と持続的発展が期待されている。また、高度情報化社会への対応を図るための広域的情報通信ネットワークの管理運営等、広域行政に対する地域住民のニーズと期待がますます高まり、その機能と成果を発展させるため、広域行政の運営とその責任は強い時代的要請となっている。

しかしながら平成14年度より、にわかに具体化してきた本広域連合8カ町村の構成による町村合併枠は、構成町村の離脱等により変動しており、極めて厳しい現状となっている。したがって、その結果如何によっては「大野地域広域市町村圏計画」の、組織の変動によって全面的な見直しが必要となり、また大型施設の管理運営に大きな支障をきたすことが懸念されるところである。

しかし、町村合併の構成如何にかかわらず現状では構成町村の厳しい財政の実態を踏まえ、健全なる財政運営に積極的に取り組み、一層の創意工夫と努力が必要である。

そのために、行政経費の徹底した節減と合理化に努め、最小の経費で最大の行政効果を上げるとともに、圏域住民の要望に適切に対処することが広域行政の責務であることはもとより、中長期的展望に立った行政運営が円滑に行われるよう要望する。

（今後の検討事項）

最終処分場整備計画については、平成11年度より再三にわたり決算審査において指摘しているが、緊急的な課題となっているにもかかわらず、遅々として進展していない現状にある。

緊急避難的措置として、現在直川村に設置されている民間管理型処分場施設の異業種エコタウン事業協同組合に処分場委託を行っているが、当組合での計画では埋立期間の終了が平成19年12月となっており、早急な対応が必要である。

配置分合に係る財産処分について（考え方）

1. 財産処分の手続き

事実上の協議

各構成団体の長は法定上の手続き（各団体の議会の議決、各団体の長による協議）に入る前に、実質的な協議を行い、全構成団体の間で合意を取り付けておく必要がある。

議会の議決

事実上の協議により、具体的な財産処分案を作成の上、関係地方公共団体の議会の議決を得る。

構成団体の長の協議

長は法定上の協議を行い、協議書を作成する（後日に争いを残さないため）。この場合、長は議会の議決内容と異なる協議をすることはできない。財産処分に関する協議書は、解散の協定書を作成するときに併せて作成する。

県知事への届出

財産処分を行うときは、構成団体の議会の議決を経て行う協議によって決する（自治法第289条、290条）ので、許可権者（県知事）の許可は不要である。したがって、解散の届出の際に、財産処分に関する協議書、各構成団体の協議書等の必要書類を添付する。

2. 財産処分に先立つ検討事項

広域連合として地方自治法第96条に基づき処分する財産

広域連合が解散する前に、その所有する不動産又は動産を売却して財産関係の整理をする場合において、自治法第96条に基づき条例で定められている基準以上の予定価格に該当するものを処分するケースが生じたときには、広域連合の議会の議決が必要なので所要の準備が必要。（構成団体と新市町村が同一であり、そこへ事務承継するのであれば不要と考えられる。）

起債の承継又は繰り上げ償還

広域連合が地方債の償還日の前に解散に至る場合には、他の団体が起債を承継するか又は解散に先立って繰り上げ償還を行う必要がある。いずれの方法を採るかについて関係団体、融資機関及び起債許可権者と所要の連絡・調整を行っておく必要がある。

また、起債を承継する場合、通説によれば広域連合（旧債務者）と当該債務の新たな帰属先の団体（引受人）との間で債務引受契約を締結し、債権者の承諾があれば譲渡は可能であると考えられている。

なお、行政実例では、起債を他の団体が承継する場合は、改めて起債の手続きを要しないとされている（昭27.2 平成12年度清掃組合承継に同じ）。実務上は債務の承継について、融資機関等に対して必要な通知書を提出する等の手続きを行う。

3. 財産処分の対象となる財産

解散に伴う財産とは、物件、債権、債務は勿論特許権、著作権等の無体財産権を含めた一切の積極的、消極的財産を意味する。ただし、公法上の未徴収金国県支出金、地方交付税の未収入金、行政庁から命ぜられた負担金の納付義務のような公法上の積極及び消極財産、予算に属する未収入金、未払い金及び歳計現金のような金銭会計の属する財産や物品会計に属する物品、その他公用文書類は事務承継の対象となるので含まれない。また、自治法第237条にいう「財産」とはその区分を異にしていることにも注意を要する。

なお、広域連合が管理していた公の施設については、その建物、土地等が広域連合の構成団体の所有物である場合は、事務承継の範囲に属し、その公の施設を構成する財産が広域連合自体の所有物である場合には、財産処分を行う必要がある。

4. 財産の帰属先

財産の帰属先については法令上の制限は無いので、構成団体に帰属させる場合、新たな団体に帰属させる場合等が考えられる。

5. 財産処分を行う場合の注意事項

解散に伴う財産処分を行うに当たっては、法律行為が問題なく行われ、解散と同時に財産処分が完成するように配慮しなければならない。

具体的財産処分の取扱い

1. 普通財産、行政財産の処分

普通財産については換価処分のうえ配分することも可能だが、行政財産については行政目的が終え廃止されるものではないため換価処分等は現実的には行えない。従って広域連合財産は新たな団体等に承継され、共同事務から離脱する団体はその権利を放棄するのが適当と考える。

2. 債務の取扱い（起債の未償還金）

起債の未償還金についても新たな団体等に承継されることとなるが、共同事務から離脱する団体があれば繰り上げ償還を行なう必要がある。繰り上げ償還を行なうとしても、現広域連合にはそのような原資がないため現実的には次の手法によるものと考える。

離脱する団体に当該団体が将来的に負担すべきであった未償還金（規約に定める負担割合による）の一括返済を受け、当該金員に係る部分のみ繰り上げ償還するか（融資機関等との協議が必要）、又は当該金員を承継団体が減価基金等に積み立てておく。

離脱する団体は未償還金の返済を承継する新たな団体等に、離脱後においても起債の償還が終えるまで償還金に相当する額を負担し続ける。

起債の償還については、事業費補正等の交付税措置もあるが、これは将来に渡って確定したものであるため承継財産に含めない。従って、未償還金の処分については償還計画に計上された確定額のみを考慮して行なうものとする。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第15-2号

大野郡5町2村合併協議会

また文化センターについては、その償還金について事業費補正や県事業である過疎プロ補助金を受け構成団体の負担を極力抑えるような措置がとられている。このため、文化センターについては財産放棄とともに繰上げ償還の免除も考えられる。

3. 財産処分の協議について

財産処分については全構成町村議会での議決が必要となる。従ってそれまでに協議を整わせなければならない。野津町が白杵市と合併する場合、野津町の法人格が消滅するため、それ以前に規約改正とともに財産処分等を終えなければならない。従って、財産処分の協議は合併の前提となる。

その他

1. 運営費の取扱い

大野広域連合の有する公の施設は、大野郡8か町村の共同事務を前提として設置され運用されている。そのため、それぞれの施設規模や要員等も大野郡8か町村の人口規模等に基づき設計されているものである。従って、設置（建設）後の人口規模等の減少は施設口等を生ずることも考えられ、さらに共同事務から離脱する町村が負担すべきであった運営コストを共同事務に残る町村が新たに負担せざるを得ないこととなる。

以上のことから、共同事務処理を引続き行うかどうか離脱する町村と協議する必要がある。

2. 一般廃棄物最終処分場の取扱い

一般廃棄物最終処分場の建設計画を進めなければならないが、大野地域から離脱する町村がごみ処理事業の共同処理を続けるのであれば、当該町村は焼却灰等の処分の関係から一般廃棄物最終処分場の建設から管理運営まで関わることとなる。

事務の共同処理については

地方公共団体相互の間において、特定の事務を共同して処理することをいう。事務の共同処理方式については、地方自治法において

協議会の設置（法第252条の2） 大野郡5町2村合併協議会

機関及び職員等の共同設置（法第252条7、252条の13） 公平委員会の共同設置など。

事務の委託（法第252条の14） 急患センター、葬斎場等

組合の設置（法第284条） 一部事務組合（消防組合等）、広域連合、全部事務組合等

その他

事務の委託

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行することができる。（自法第252条の14第1項）

事務の委託とは、一の地方公共団体が他の地方公共団体に、具体的な事務の一部を委託することをいい、受託した地方公共団体は、受託事務の範囲内において自己の事務として処理する権限を有することとなり、委託した地方公共団体は、委託した事務の範囲内においてその権限を失うこととなる。

事務の委託は、関係する団体が議会の議決を経てする協議により、規約を定めて行なう（委託した事務の変更又はその委託した事務の廃止においても同様）。

規約には 委託する団体及び受託団体、委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法、委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項について規定を設ける。（法第252条の15）

平成17年度以降 大野広域連合起債償還計画

	情報通信ネットワーク	割合	文化センター建設	割合	文化センター用地	割合	し尿処理処理施設用地	割合	し尿処理施設	割合	ゴミ処理施設	割合	合計
野津町	2,010,786	12.50	63,358,572	4.08			0	18.40	406,236,126	18.40	361,270,673	18.40	832,876,158
三重町	2,010,786	12.50	1,242,324,947	80.00	101,389,265	100.00	0	35.70	788,186,396	35.70	663,638,520	33.80	2,797,549,915
清川村	2,010,786	12.50	39,599,108	2.55			0	5.30	117,013,667	5.30	96,207,951	4.90	254,831,512
緒方町	2,010,786	12.50	54,041,135	3.48			0	8.90	196,494,648	8.90	243,465,019	12.40	496,011,588
朝地町	2,010,786	12.50	29,039,346	1.87			0	7.10	156,754,157	7.10	129,586,220	6.60	317,390,509
大野町	2,010,786	12.50	46,121,314	2.97			0	10.30	227,403,918	10.30	206,159,895	10.50	481,695,913
千歳村	2,010,786	12.50	39,133,236	2.52			0	5.10	112,598,057	5.10	94,244,524	4.80	247,986,602
犬飼町	2,010,786	12.50	39,288,526	2.53			0	9.20	203,118,063	9.20	168,854,771	8.60	413,272,147
合計	16,086,290	100.00	1,552,906,184	100.00	101,389,265	100.00	0	100.00	2,207,805,032	100.00	1,963,427,573	100.00	5,841,614,344

